

第7回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月30日（水）午後3時30分から午後4時55分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 6番 中井 悟
会長職務代理 3番 西元 道啓
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈
5番 面田 和幸 6番 伊藤 忠幸
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志
10番 杉本 峯一 11番 石井 妙司
12番 坂井 明治 13番 近藤 一祝
14番 黒川 利光 15番 宮武 正人
16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第6 農地区域の変更について
第7 農業振興地域整備計画の見直しについて
第8 令和6年農作業雇用標準金額の改定について
第9 利用状況調査結果に基づく一括地目変更登記について
第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第11 第2回農地専門委員会について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

7 会議の概要

議長
(中井会長)

ただいまの出席委員は、15名であります。
定足数に達しておりますので、これから第7回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、13番近藤委員と14番黒川委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第3回の総会以降の諸般について、報告します。

1/29 蘭越町農業再生協議会臨時総会 蘭越町役場

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和6年1月30日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成18年4月28日から平成19年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年1月17日、解約成立年月日等は令和6年1月30日です。解約理由は、他の者に譲渡するためです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(近藤委員)

番号1番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所につきましては、〇〇から〇〇の方へ向かって、途中に〇〇へ曲がってすぐ左側の農地になります。また、2号議案に出てきますのでよろしくお願ひいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案は原案のとおり受理することとします。
日程第5、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番から番号7番について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和6年1月30日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和6年2月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年3月1日です。譲渡理由は、譲受人の経営規模拡大のためです。調査書は別紙のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年2月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年3月1日です。譲渡理由は、耕作できないためです。調査書は別紙のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年2月8日から令和7年2月7日までの1年間です。貸付理由は、耕作できないためです。調査書は別紙のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年2月8日から令和7年2月7日までの1年間です。貸付理由は、耕作できないためです。調査書は別紙のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設

定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a 当たりの価格は田で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年2月8日から令和7年2月7日までの1年間です。貸付理由は、耕作できないためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年4月1日です。譲渡理由は、耕作できないためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a 当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年2月8日から令和9年2月7日までの3年間です。貸付理由は、耕作できないためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

13番
(近藤委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、先程1号議案でお話しした案件であります。場所につきましても同じであります。単価につきましても〇〇円前後なのですけれども、水田の単価としては若干安いと思いますけれども、条件的に水の関係があまり良くないということもあってこの価格となりました。よろしくお願いたします。

14番
(黒川委員)

番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、続けて説明いたします。各番号とも内容は事務局の説明のとおりであります。2番の場所なのですけれども、〇〇を真っ直ぐ〇〇方面へ向かいまして、〇〇から〇〇位走りますと左側の田んぼになります。

この田んぼは形式的に条件が悪くて、用水も来ていないという事で安い価格となっております。

番号3番、場所ですが、〇〇の裏手にある一角です。隣が〇〇さんの田んぼとなります。

番号4番、場所なのですけれども、〇〇を真っ直ぐ入りまして〇〇さんの家の方へ左に曲がりまして、〇〇位行き、その〇〇側の田んぼと〇〇側の田んぼ2か所になります。

番号5番、場所ですが、〇〇を過ぎまして、〇〇位行ったら、〇〇さんの住宅が右側にありまして、その裏手の〇〇側の土地になります。

以上です。

15番
(宮武委員)

番号6番、内容につきましては事務局の説明のとおり売買となっております。場所に関しては、〇〇から〇〇を右に曲がり、〇〇位上に登っていきますと、Tの字の交差点をまた右に曲がり、登ったら〇〇さんの住宅が見えます。その左手の圃場となっております。

どうぞよろしく願いいたします。

6番
(伊藤委員)

番号7番、内容につきましては事務局の説明のとおり賃貸の更新であります。場所ですけれども、〇〇と〇〇ですけれども、〇〇を越えてすぐ左側の2筆になります。〇〇と〇〇は〇〇を進みまして、〇〇を過ぎまして、〇〇位行った所の右手の2筆になります。〇〇ですけれども、〇〇へ上がっていく道路が右側にあるのですけれども、そこを〇〇位上がった所の右にある農地となります。

よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本案は原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

日程第 6、議案第 3 号 農用地区域の変更についてを議題とします。

番号 1 番から番号 6 番について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第 3 号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。

令和 6 年 1 月 3 0 日提出。蘭越町農業委員会会長名。

今回協議があったのは、除外が 5 件、変更が 1 件です。

番号 1 番、申請者は〇〇さん、土地は〇〇番、面積は〇〇㎡です。申請理由は非農地のため、除外するものです。なお、当該地番については昨年 1 1 月総会にて農地採草放牧地以外である旨、議決しております。図面番号、議案第 3 号 1 番をご覧ください。場所は、〇〇さんの住宅の隣にある土地です。

番号 2 番、申請者は〇〇さん、土地は〇〇番、面積は畑で〇〇㎡です。申請理由は一般住宅建築のため、除外するものです。図面番号、議案第 3 号 2 番をご覧ください。場所は、〇〇さんの住宅の隣にある土地です。

番号 3 番、申請者は蘭越町、土地は〇〇番、面積は田で計〇〇㎡です。申請理由は〇〇地区の道路改良工事のため、除外するものです。なお、当該地は〇〇さん及び〇〇さんの所有土地となります。図面番号、議案第 3 号 3 番をご覧ください。場所は、〇〇から〇〇に入っていく、〇〇さんの住宅を越えた先の道路沿いの 3 筆となります。

番号 4 番、申請者は〇〇さん、土地は〇〇番、面積は畑で計〇〇㎡です。申請理由は植林のため、除外するものです。図面番号、議案第 3 号 4 番をご覧ください。場所は、〇〇さんの住宅から先に進んだところにある十字路を左折した先の右手側にある 3 筆となります。

番号5番、申請者は〇〇さん、土地は〇〇番、面積は田で計〇〇㎡です。申請理由は植林のため除外するものです。図面番号、議案第3号5番をご覧ください。

場所は、〇〇から登っていき、途中にある〇〇をしばらく進んだ先にある土地となります。

番号6番、申請者は〇〇さん、土地は〇〇番、面積は田で計〇〇㎡です。申請理由は農業用倉庫建築のため、変更するものです。図面番号、議案第3号6番をご覧ください。場所は、〇〇の道路向かいにある土地となります。

ご審議お願いします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第7、議案第4号農業振興地域整備計画の見直しについてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号、農業振興地域整備計画の見直しについて、令和6年1月30日提出、蘭越町農業委員会会長名。

資料の中でも一番厚い、蘭越町農業振興地域整備計画書をご覧ください。事前にタブレット宛にメールにて資料と同じものを送付しておりますが、平成22年度から計画の見直しを行っていないことから、今年度に見直しを行うものです。主に、現況が農地でない土地の計画からの除外を行っています。なお、本日の議案

第3号のとおり、転用などの場合には随時、該当土地について、農用地区域からの除外・変更の手続きを今後も行います。
ご審議お願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

日程第8、協議第1号令和6年農作業雇用標準賃金の改定についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(高田局長)

令和6年農作業雇用標準賃金の改定について
令和6年1月30日提出、蘭越町農業委員会会長名

農作業雇用標準賃金につきましては、毎年見直しを行っております。

昨年につきましては、手作業の日額を7,200円から7,600円に、ヘリ等防除を10a当たり1,800円から2,000円に改定するとともに、表中の付記事項の文言整理として、燃料価格の高騰時においては双方協議決定、のところに電気料金を加えております。

今年の見直しに当たっては、例年同様「振興・農政専門委員会」に付託し、協議した内容について総会でご検討いただきたいと事務局では考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回の振興・農政専門委員会の開催につきましては、次回の農業委員会総会前に開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

事務局の説明のとおり「振興・農政専門委員会」に付託し、検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

日程第9、協議第2号利用状況調査結果に基づく一括地目変更登記についてを協議いたします。

事務局
(高田局長)

利用状況調査結果に基づく一括地目変更登記について

令和6年1月30日提出、蘭越町農業委員長名。昨年10月に実施しました農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにおいて、非農地と判断された土地、22筆の所有者18名に対し、町による地目変更に同意する場合には、同意書の返送をお願いしますという文書を12月18日付けで送付したところ、今日現在22筆中17筆にあたる、18名中14名、約8割の方から同意書の提出がありました。

詳しい提出状況につきましては、お手元に一枚ものの参考資料をお配りしております。

今回、これからの進め方について協議をお願いしたいのですが、事務局の案としましては、来月総会までに同意書の提出にあった土地における地目変更について、農地専門委員会に付託することとし、2月総会終了後に農地専門委員会を開催し、農地専門委員会の同意が得られましたら、3月の農業委員会総会の議題として上程し、議決されましたら、雪解けを待って法務局へ地目変更を申請することにしたいと思っておりますので、この進め方についてご意見等ございましたらお願いします。

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

事務局の説明のとおり「農地専門委員会」に付託し、検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

日程第10、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和6年1月30日提出、蘭越町農業委員長名。

令和5年12月19日付けで、〇〇さんから〇〇さんより〇〇番について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、意見やご質問はございませんか。

全委員

質疑なし

議長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

日程11、報告第2号 第2回農地専門委員会について、吉田農地委員長より報告をお願いします。

9番
(吉田委員)

先程、午後1時30分からこの場をお借りしまして、第2回目の農地専門委員会を開催いたしました。そこで地域計画の概要と今後の進め方について、農林水産課の農政係から説明がありました。詳細については配布されている資料のとおりとなります。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

ただ今、吉田委員長から報告がありました内容について、ご質問等ありませんか。

3番
(西元委員)

地域策定計画について、アンケート調査があり、もし農業委員としてアンケート調査を基に協議する時は、農業委員自体もその話に関しては、もう何年か前から聞いていると思いますので、なるべくスムーズに進行できる様にご協力願えればと思います。

議長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長)

次回総会は2月27日(火)を予定しております。

時間につきましては、午後1時半より農作業標準賃金改定のための振興・農政専門委員会を開催しますので、総会につきましては午後3時半からを予定しております。

なお、総会終了後、農地専門員会の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

次に、本総会でも報告がありました、地域計画についてなのですが、地域計画策定後には、今までの基盤強化法による賃貸借や売買が行えなくなり、全てが中間管理機構である、道農業公社を経由することとなり、土地の売買における登記についても、農業委員会ではなく、公社で行うこととなります。

今後、地域との協議の席上に、公社が参加することもあるかと思っておりますので、その際には、忌憚のないご意見を公社に話していただけたらと思っております。

以上で私からの報告を終わります。

事務局
(小柳係長)

私からはまず、今月頭に発生した能登半島地震に係る義援金についてです。2枚ものの北海道農業会議からの能登半島地震義援金の募集についての通知文書をご覧ください。1月1日に発生した地震により農業者を含めた被災された方々に対し、義援金の募集を行っております。近藤協議会長とは協議済みですが、この募集について、平成23年の東日本大震災時の時にも同じように義援金を協議会から支出しているのですが、その時と同額の30,000円を今回も協議会から支出いたしますので、報告いたします。

次に後志地方連発出の令和7年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめという通知文書をご覧ください。今年の5月28日に北海道農業会議では北海道選出国會議員に対し、令和7年度の農業政策と予算等に関する要望活動を実施する予定であり、これに併せて、4区選出国會議員には後志地方連として独自の要求書を提出する予定のため、後ろにつけてあります参考資料をご覧ください。要望・意見がございましたら、2月20日までに事務局まで別紙様式にて報告願います。

次に先月総会でもお話ししました、当農業委員会の札幌での研修についてです。本総会の案内文書に同封した農業委員会研修会

についてにも記載しましたが、3月5日～6日の1泊2日の日程で札幌にて研修を行います。初日の午後から北海道農業会議の佐藤部長に講演いただきます。出欠及び、講演希望内容について報告していない方がおりましたら、総会終了後に事務局まで提出願います。

私からは以上です。

議長
(中井会長)

閉会宣言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第7回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時55分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩